

兵庫県のこれからのパートナーシップ

～女はもっと経済力を、男はもっと生活力を～

フリーライター 吉田清彦

2005年9月17日(土)

於：兵庫県立西播磨文化会館

1、「女と男の新時代」—「男女共同参画社会」の幕開け

- (1) 男女共同参画社会基本法の制定—新しい時代の始まり
↑
- (2) SAMのポスター—「性別役割分業社会」よ、さようなら
↑
- (3) 厚生省による「3歳児神話」の否定—「3歳まではお母さんが」って、ほんと?
↑
- (4) 男女雇用機会均等法の制定—女も男も働く時代
↑
- (5) ジェンダー(*)に敏感な視点を—あなたのジェンダーチェック

2、「男女共同参画社会」を促す社会的背景

- (1) 女たちの反乱①—晩婚・少子化による出生率の低下
- (2) 少子・高齢社会による社会制度(経済、及び、年金制度・社会保障制度)の行き詰まり(※第3号被保険者制度)
- (3) 女たちの反乱②—熟年離婚の増加
- (4) 男たちの悲鳴—過労死・自殺する男性の急増
- (5) 変革へのキーワードは、①「男らしさ」「女らしさ」から「自分らしさ」へ!
 - ② 男はもっと生活力を、女はもっと経済力を!
男性は⇒「会社人間」から「生活人間」に!
女性は⇒経済的な自立を!
 - ③ 男女ともに「仕事と家庭の両立」ができる働き方を!
 - ④ 次世代が生きやすい社会の形成を

3、男はもっと生活力を、女はもっと経済力を！

(1) 男性の生活自立度チェック

(2) 人生80年時代の夫婦のあり方—共依存関係から自立・信頼の関係へ

- ・ 80年代は女の時代（女が元気印の時代）
⇒取り残される男たち ⇒（90年代は）メンズリブ
- ・ 家事のできない男は早死に？ ⇒「家事としての男の料理教室」の人気上昇
- ・ （男を変えるには）「30までと愛のあるうち」？

(3) 男はもっと生活力を

- ・ 仕事（会社）以外の生きがいをもつ
会社人間・仕事人間から、自分・家庭・社会の3つの顔を持った人に
- ・ 「人間関係欲望」（見られる、期待される、必要とされる、評価される、ということ）
※定年退職者の社会参加の6つの分野（住友生命総合研究所）
①趣味・スポーツ活動②学習・研究活動③地域活動
④市民運動⑤社会奉仕活動⑥老人クラブ
- ※定年からでは遅すぎる（※2007年問題）
価値観を転換し、かつ、
コミュニケーション能力を身につける訓練（助走）期間が必要
「高速道路」から「地道」「脇道」への転換

(4) 女はもっと経済力を

- ・ 子どもがいても働き続けられる社会（企業、地域、家庭）を
- ・ 女性が働き続けられる社会のほうが、出生率が高いし、「競争力」がある
- ・ 起業・企業組合・NPO
- ・ 農山漁村における男女共同参画の確立／「家族経営協定」や企業組合（「道の駅」など）

(5) 社会的な仕組みを変える⇔働き方を変える

- ・ ワーク・ライフ・バランス
- ・ ワークシェアリング
- ・ 夫婦で「1.5働き」のすすめ（オランダモデル）
⇒女も男も、仕事と家庭の両立できる社会を
- ・ 短時間勤務労働／同一労働同一賃金制
- ・ 次世代法
- ・ ダイバーシティ(多様性)
- ・ CSR(企業の社会的責任)
 - ・ SRI(社会的責任投資) (三菱信託銀行の「ファミリー・フレンドリー投信」など)
- ・ PPP(官と民の協働)

(6) 20代～40代はすでに変わり始めている

「均等法世代／カップル」の登場

(7) 「年齢別クォータ制」のすすめ

- ・ 「世代対立・抗争」から「世代継承・協力」による「世代交代」へ

「日本は結婚や子育てに『夢』を持たない社会」
一。厚生省は十二日、一向に歯止めのかからない少子化を初めて特集した九八年版厚生白書をまとめた。高度経済成長期に「男は仕事、女は家庭」という役割分担が徹底し、夫の支援がないまま働く妻の多くが仕事、家事、育児の三重の役割を担っている」と分析。このままでは超高齢化社会となる

子育てしやすい社会づくり必要

二十一世紀には、若年層の社会保障負担の増大など「相当深刻な状況が予想される」と警鐘を鳴らしている。

厚生白書

「妻に負担」日本型雇用を批判

今年の白書のテーマは「少子社会を考える―子どもを産み育てることに『夢』を持てる社会を」。全体の三分の二を割いて、

白書によると、結婚して五十五歳未満の女性が理想とする子供数は二・五三人だが、実際の出生数は二・二一人と開きがある。

充実の子供が病気の時などに休みが取りやすいなど子育てに理解のある職場環境を望む答えが多かった。

白書は、少子化に歯止めをかけるには妻の負担軽減が不可欠と指摘。育児や家事に協力するよう夫に意識改革を迫る一方で「実績よ

少子化の原因や、社会・経済的影響、処方せんなどを、家庭、地域社会、教育などあらゆる面から検討した。

どうすれば理想の子供数を持つてもらうかを十八・四十歳の女性に聞いた調査では①必要な時に便利な場所での保育を受けられる保育所の

女性の晩婚化傾向を反映し、一人の女性が生涯に産む平均の子供数(合計特殊出生率)は、九七年に過去最低の一・三九を記録した。

り勤務態度や意欲に評価の重点が置かれる日本の企業風土が、夫が家庭より仕事を優先する土壌になっている」と批判した。
また、新卒者の一括採用を基本とする日本型雇用の下では、出産や子育てのため退職を余儀なくされた女性が再就職する際、処遇の低いポストにしかつけないなど問題が多いとしている。



をしない男を、とは呼ばない。

男女共同参画法案を閣議決定

政府は二十六日の閣議で、男女が協力して社会を形成するための基本方針や理念を定めた「男女共同参画社会基本法案」を閣議決定した。直ちに参院に提出し、今国会での成立を目指す。基本法案は政府や都道

府県に、男女共同参画社会の形成を促進させる施策についての基本的な計画を策定することを義務づけたほか、国民にも職場や家庭で男女共同参画に努めることを求めている。

「男女共同参画審議会」がまとめた最終答申を受けて策定された。基本理念として①性別によつて差別的取り扱いを受けないなど男女の人権尊重の国、地方公共団体の政策決定への男女の

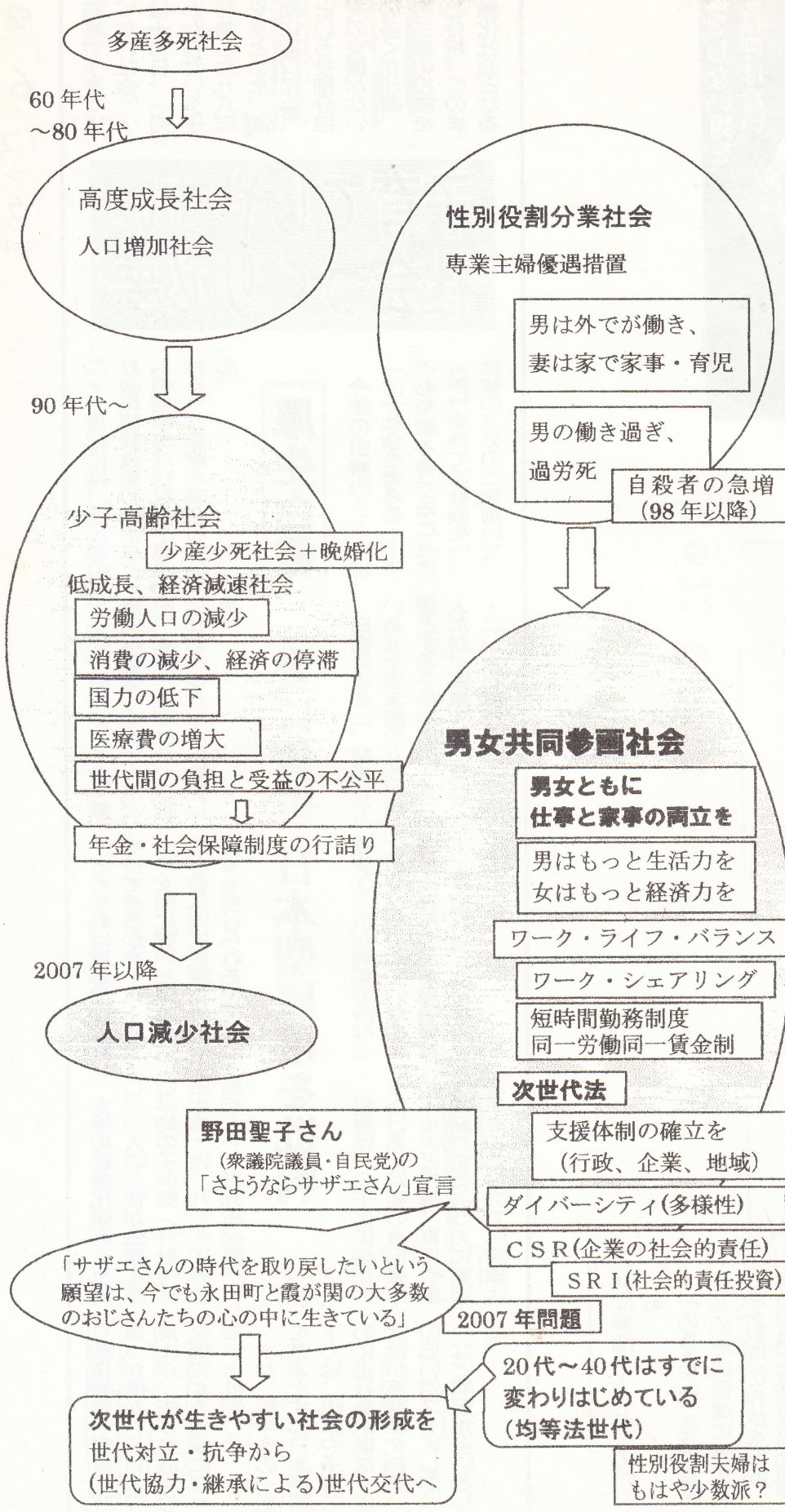
N9226

日経 99.2.26.7F

共同参加―などをあげている。
そのうえで男女共同参画社会の形成促進に関する「基本計画」の作成を明記。都道府県には同様の計画策定の義務規定、市町村にも策定の努力規定を定めている。

同時に、国には共同参画社会の形成に影響を及ぼす社会制度などの調査・研究や被害者救済のための措置を講じるよう求めている。

男女共同参画社会をうながす社会経済的な背景



関連年表

- 1975年 国連・国際婦人年/女性差別撤廃条約
- 1981年 ILO156号条約、165号勧告採択
- 1985年 女性差別撤廃条約批准 男女雇用機会均等法成立 年金の第3号被保険者制度導入 (専業主婦優遇政策)
- 1986年 男女雇用機会均等法施行
- 1989年 出生率 (合計特殊出生率) 1.57 に (1.57 ショック)
- 1995年 北京会議 (第4回国際女性会議) ILO156号条約、165号勧告批准
- 1998年 厚生白書における「3歳児神話」の否定 「少子化への対応を考える有識者会議」の提言 (「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」)
- 1999年 男女共同参画キャンペーン (「育児をしない男を、父とは呼ばない」) 改正均等法、労働基準法施行 男女共同参画社会基本法 (The basic law of gender equal society) 成立・施行
- 2002年 このころから、一部でバックラッシュ、ジェンダー・パッシングはじまる
- 2003年 次世代法 (次世代育成支援対策推進法) 成立 ⇒ 企業に仕事・子育ての両立支援を迫る
- 2004年 出生率 1.29 に 「少子化社会対策大綱」閣議決定 ⇒ 「新新エンゼルプラン」策定
- 2005年 次世代法によって、企業などに子育て支援のための行動計画策定義務を課す

子供が三歳になるまでは母親がそばにいないと、将来、問題児になる可能性が高い。こんな「三歳児神話」は長らく、ワーキングマザーを中心に親を悩ませ、専門家の間でも賛否両論が唱えられてきた。誕生から思春期までの親子関係を追跡調査した国立精神・神経センター精神保健研究所の家族・地域研究室長、菅原ますみさんに検証してもらった。



菅原 ますみ

未成年者による凶悪な犯罪が目立つようになった昨今、事件が起きるたびに加害者の養育状況が話題に上る。「家庭は共働きで…」

「母親は幼いころから留守がちで…」といった報道に触れたりすると多くのワーキングマザーは内心、穏やかでいられない。

犯罪を起すほどではないにしても、親の言うことを聞かなかつたり、学校で問題を起こしたりしただけで「私が働いていたのがいけないの？」と、つい考えがたまる。そのくらい世の中のワーキングマザーに対する三歳児神話の呪縛(じゆばく)は根深い。

「母親が働きに出ると子供がゆがむ」という社会的

乳幼児期 母はそばに…

「3歳児神話」は俗説

通説は日本に限らず海外でも語られている。心理学者の間では、すでに「俗説」として決着が付いているのだが、なぜか消え去らない。今回の調査にはそんな実情を断ち切るような科学的デ

ータを出したいという思いもあった。実際、この種の三歳児神話が幻想に過ぎないという調査結果がはつきりと出た。

調査対象は八四一八六年に神奈川県内のある病院で出産した二百七十世帯。長期間にわたる親子関係を調

べたくて、妊娠間もないときに研究への協力を依頼した人たちだ。精神医学者や心理学者らで研究チームを組織し、子供の成長に合わせた追跡調査をして

きた。今回新たに子供が十

生活家庭

016235

スト」(百十三項目)と呼ばれる問題行動調査票を使用した。児童精神医学や心理学の分野で国際的によく使われている。このうち「騒がしい」「家で従わない」など二十一項目について、「いつもそう」「二点」「時々」(一点)「全くない」(〇点)の三段階で答えてもらい、その総合点で子供の衝動コントロール能力について判断した。最近の言葉で言い換えるならば、点数が高いほど「キレる」傾向が強い。子供の年齢にかかわらず、母親の就労の有無と子供の問題行動は一切関係がない。五歳児以下に現れたこの特徴は日本独自のものではない。なぜこうなるかは今後の研究で明らかにしたい。ただ個人的な見解では、幼いうちから保育園などに入り、保育士ら親以外の人や同世代の友達と接することで感情をコントロールする大切さを早期に学ぶのだと思われる。また問題を起さずすい子供の育児に伴う母親のストレスという点でも、密室にいる専業主婦よりワーキングマザーの

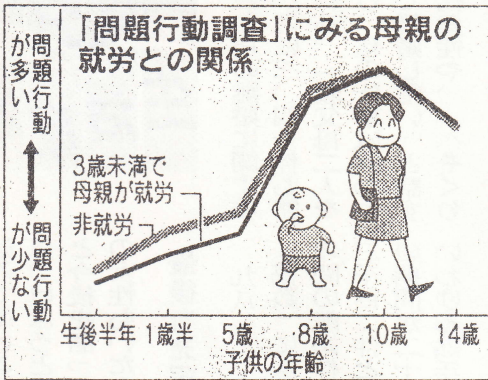
は統計的に二つのグループで差はなかった。意外だったのは五歳児までは、むしろ母親が働いている子供の方が問題傾向が低かった点だ。この差は統計学的にも有意な差だ。つまり子供が小さいうちは三歳児神話とは逆にワーキングマザーの子供の方が問題が少ないということだ。長期にわたる家族の追跡調査は諸外国でも行われていて、その結果を見るだけでなく、もっと豊かな人間的環境の中で育つ必要がある。今回の調査で、子供が幼いうちから母親が働きに出たとしても子供の問題行動には何ら相関関係がないことがわかった。ただ誤解してほしくないのは「子供に母親は不要」ではないことだ。母親に限らず父親や周囲の大人たちと、日常的な愛情関係が結ばれていてこそ、子供は健やかに育つのだということも忘れてほしくない。就労の是非ではなく、こうした愛情関係の形成を保障する親の働き方についての検討が重要だと思

追跡調査 成長後の差無い

四歳になった向が強く、時として攻撃的とき家族や子供の様子をすい子供と言え

追加調査し、子供の成長に合わせた追跡調査をしてきた。今回新たに子供が十

「三歳児神話」とは、三歳児以下の子供が問題行動を起こす傾向が強いという俗説だ。今回の調査で、三歳児以下の子供の問題行動は、母親の就労の有無と関係がなかった。むしろ、母親が働いている子供の方が問題傾向が低かった。これは、母親が働いている子供の方が、母親のストレスが少なく、子育てに専念しているからかもしれない。今回の調査で、三歳児以下の子供の問題行動は、母親の就労の有無と関係がなかった。むしろ、母親が働いている子供の方が問題傾向が低かった。これは、母親が働いている子供の方が、母親のストレスが少なく、子育てに専念しているからかもしれない。今回の調査で、三歳児以下の子供の問題行動は、母親の就労の有無と関係がなかった。むしろ、母親が働いている子供の方が問題傾向が低かった。これは、母親が働いている子供の方が、母親のストレスが少なく、子育てに専念しているからかもしれない。



「チャイルド・ビハイビア・チェックリ

「熟年離婚」「定年離婚」など婚姻期間が長い夫婦の離婚が話題になり始めたのは、バブルがはじけて以降のこと。その流れは今も続いているが、中でも結婚生活が三十年を超える夫婦の離婚が目立つ。主導権を握るのは女性たち。「人生の幕引きをいかに自分らしく迎えるか」を自問した上で、夫に「逆・三行半(みくだりはん)」を突き付けているようだ。

月に相談三、四十件

「自分が母親であることも含めて、ひとりの人間として生きてみたいです」
都内で事務員として働くA子さん(59)が、何げなく帳簿の裏に走り書きした文章だ。彼女は昨年、三十三年間連れ添った会社員の夫(61)と、半年間の別居期間を経て離婚した。

夫は外ではまじめなサラリーマンで通っていたが、家ではわがまま。帰宅時に食事の用意ができていないと「バカにしているのか」となじり、機嫌が悪いと食卓をひっくり返すこともしばしばだった。「夫婦生活の中で二人の情愛ははぐくまれてはこなかった」とA子さん。代わりに愛情を注いだ三人の子どもは独立。残る人生を夫と二人で暮らすことを考えたとき、暗たんとる思いを抱き離婚に踏



み切った。

ダイヤル・サービス(東京)が実施する「働く人と家族のカウンセリングテレホン」にはここ数年、中高七十年代女性や、「へそくり

年女性からの離婚に関する相談が月に三、四十件も寄せられる。「義父母二人をみとり、私の仕事は終わったので離婚したい」と話す

もあふし、寮母さんや住み込みで働けるような仕事をみつつけようと思っている」と今後を語った五十代後半の女性もいたという。

夫の定年と共に離婚に至る定年離婚や、熟年離婚という言葉が話題になったのは九〇年代に入ってから。当時の中心は結婚二十年程度

先が短い人生だからこそ、最後をより充実したいという思いが強い」と、離婚問題に詳しい吉岡睦子弁護士。平均寿命が延び、子どもが独立した後の夫婦二人で過ごす時間は長期化の一途。夫と二人きりで向き合ったとき、妻はこれから先の人生を夫の世話だけで終わらせていいのかという不安感や焦燥感を強く抱く。

「今後もちろした離婚は増えるだろう」と専門家は口をそろえる。大正大学の望月嵩教授(家族社会学)は、「高齢の世代に当たり前のように流布されていた事柄に対し、夫婦間で見解の相違が顕著になっていく」と指摘する。特に「これに満足できないときは離婚すればいい」という意見を、五十歳代女性の四九・九%、六十歳以上の女性の四一・五%が支持。前回の調査(九二年)と比較すると、それが二一・八%、八・八%とそれぞれ一・八%、八・八%の増加と、同世代男性の回答に比べ、高い伸びを示している。

自分らしい余生 夫は不要

198045

変化している離婚観

中高年の「離婚観」も変化してきている。九七年に総理府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」で、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればいい」という意見を、五十歳代女性の四九・九%、六十歳以上の女性の四一・五%が支持。前回の調査(九二年)と比較すると、それが二一・八%、八・八%とそれぞれ一・八%、八・八%の増加と、同世代男性の回答に比べ、高い伸びを示している。

三万九千五百り出すのは妻たちだ。九十二件と、中高年女性の場合、これ前年比一三・一%増加してきたのは経済的な問題。中でも長い間、扶養対象になっていた女性は、老後の生活保障は貯蓄と少額の基礎年金しかない。慰謝料を含めた財産分与があったとして二〇・五%も、夫名義の貯蓄や不動産(増)、三十五年以上になる妻に対する分与基準は明確に定まっておらず、多くが資産形成における妻の役割を低く評価する。「それでも、高齢女性は

30年は結婚の満期?



私の仕事はもう終わり...

別れ告げるベテラン妻

さらに、昨今の経済状態の悪さも離婚増を促す。相談機関「離婚の学校」を主宰する池内ひろ美さんによれば、昨年から今年にかけて、夫のリストラが引き金高

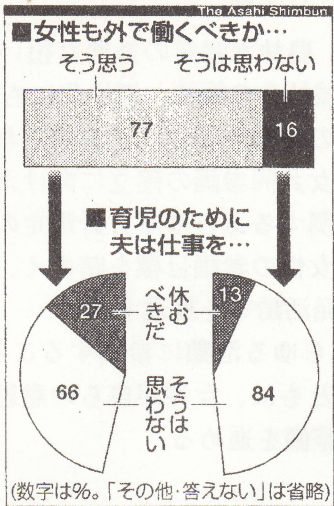
女性の社会進出肯定8割 「出産後も仕事を」5割超

A4720

「男性も育児休暇を」24%

出産しても女性は勤めをゆるめべきではないと考える人が男女とも5割を超えていることが、少子化に関する朝日新聞社の全国世論調査（面接）で分かった。いったん退職した場合でも、再び勤めた方がいいと思う人が4割近くおり、女性に働き続けるよう求める意見は多数を占めた。ただ、夫が育児で仕事を休むべきだという人は2割台にとどまり、男性が育児休暇をとるのは困難との見方も8割を超える。女性に仕事と子育ての両立を迫る構図がくっきりした。（21面に特集）

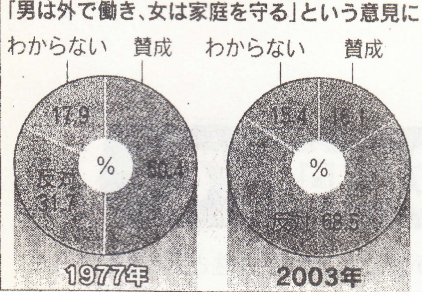
本社全国世論調査



調査は10月31日、11月1日の両日、全国の有権者を対象に実施した。「女性もどんどん外で働くべきだと思うか」と質問したところ、「思う」が77%。女性の社会進出を歓迎する向きは強い。出産と仕事との関係では、「産休や育児休暇をとって、勤めはやめない」が52%で最多。いったん退職し、機会をみて勤めに出る」が37%で続く。男女の見方にほとんど差はない。「退職し、もう勤めには出ない」は7%。女性は育児に専念すべきだとの見方は少数派だ。しかし、「育児を分担するために、夫はしばらく仕事を休むべきだ」と思

うか」と聞くと、「休むべきだ」は24%で「そうは思わない」の68%に及ばない。「休むべきだ」19%、「そうは思わない」74%だった91年と同傾向だ。育児における男女の役割意識は大きくは変わっていないようだ。「男性が育児休業制度で休みをとるのは難しいと思うか」では、「難しい」が男女とも8割を超えた。理由を聞くと、「職場に迷惑をかける」33%、「育児は女性という価値観が根強い」23%が上位を占める。男性で「迷惑」、女性で「価値観」が多い。男性中心の社会の姿が透けてみえる。

四半世紀での変化



KEYポイント

■「男女分業」に否定的
内閣府の「世界青年意識調査」（十八〜二十四歳が対象）によれば、ここ四半世紀で家庭、友人、地域への満足度や愛着が高まっている。しかし社会への満足度は一九八八年をピークに一貫して低下。不満度も同様に上昇中だ。男女の役割分業はほぼ一貫して肯定派が減り、最大の世代間ギャップ要因になっている。

「共働き賛成」の男性 10年で2倍に

朝日 04.6.11
741

妻に「共働き派」の男性がこの10年間で2倍近くに増えていることが、政府が11日に閣議決定した04年版の「男女共同参画白書」で明らかになった。内閣府はその背景として、リストラや賃金カットにより男性一人では家計を支えきれなくなるとの危機感が強まったと分析している。女性が仕事を持つことに対する男性の意識を調べた内閣府の02年の調査によると、「子どもができてもずっと職業を続ける」と答えた「共働き派」は37.2%で、92年の19.8%からほぼ倍増。「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える人の31.8%を初めて上回った。男性の所得の前年比増減を見ると、プラス5.2%だったバブル期の90年以降は減少が続く。02年と03年はそれぞれ1.3%、0.2%のマイナスだった。完全失業率も上昇しており、こうした状況が女性の就業を後押しする意識につながっていると見られる。

04年の男女共同参画白書

「男女共同参画基本計画」(2000年12月策定)

4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きく、生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献している。

食料・農業・農村基本法においても「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努めることとする。具体的には、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、各都道府県等の女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、その達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。

また、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。

「佐賀県農山漁村男女共同参画推進指針」(2001年策定)

農山漁村男女共同参画社会の形成に向けて

佐賀県では、21世紀の農山漁村・農林水産業の活性化を図る上で、男女が互いにその個性と能力を発揮し、経営や地域社会に積極的に参画できるような環境づくりを推進していくための基本方向や目標数値等を示した「佐賀県農山漁村男女共同参画推進指針」を策定しました。

<基本方向>

1 個人の能力を発揮した経営参画

これからの農林水産業の振興・発展を図るためには、家族員それぞれの価値観・感性・アイデアを経営に取り入れることにより、その質を高めていくことが必要となっています。

このため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女に個人の能力を発揮しながらパートナーとして主体的に経営参画できる環境づくりを推進します。

2 地域社会活動への主体的な参画

農林水産業の担い手である女性が、経営や社会の構成員として正当に評価され、持てる力を十分に発揮していくためには、その参画に抵抗を感じる事のないような社会にすることが重要です。

そのためには、古いしきたりや慣習・慣行を見直すなど、男女に無理なく家庭と職業・地域社会活動を両立できる環境づくりを推進します。

3 新しい農山漁村社会システムづくり

農林水産業の担い手である女性が、農山漁村の良さを実感し、生き生きと活動するためには、各種会合等において男女に参加できる新しい地域社会システムづくりが必要です。

そのためには、地域の農業振興や活性化に関する活動へ積極的に参画できるような気運の醸成とそのための環境づくりを推進します。

4 政策・方針決定過程への共同参画

農林水産業の持続的な発展を図っていくためには、男女に参画し、支え合う男女共同参画社会の形成が重要です。

このためには、女性が農林水産業や農山漁村の重要な担い手として正当に評価され、政策・方針決定の場への参画が拡大するよう参加目標を策定するとともに、その目標達成に向けた積極的な取り組みを推進します。

A. ジェンダーチェック

次の項目に「はい」「いいえ」で答えてください

1. 朝、妻は夫より早く起きるほうがよい
2. 妻は夫の家の墓に入るものだ
3. 家事育児は主婦の役割である
4. 夫を「主人」と呼ぶのは当然だ
5. 妻子を養うのは男の甲斐性である
6. 男は苦しくても弱音を吐いてはいけない
7. 男の子は少々けんかをするくらい元気なほうがよい
8. 女の子が成績がいいと、つい「この子が男の子だったら」と思う
9. 女の子が木登りをしていたら、「やめなさい」と言う。
10. 父親はいざという時だけ育児に登場すればよい
11. 子どもが3歳までは母親が育てたほうがよい
12. 子どもが小さいうちは母親は外で働かないほうがよい
13. 女性が外で働くのは構わないが、家事がおろそかになるのは好ましくない
14. 夫が転職の時は、妻は退職してついていくべきだ
15. 親が倒れたら、女性が退職して看病すべきだ

B. 男の生活自立度チェック (メンズ・センター 伊藤公雄氏作成)

自分のことは、自分でしていますか！

1. ご飯を炊くことができる
2. 自分で飲むお茶は自分で入れている
3. 夕食の材料を一人で揃えることができる
4. よく一人でスーパーに買い物に行く
5. テキストなしで作れる料理が8種類以上ある
6. 週に5度以上、食後の後片付けをしている
7. 電気掃除機を使うことができる
8. トイレの掃除をよくする
9. ワイシャツのボタン付けができる
10. 自分のワイシャツに自分でよくアイロンをかける
11. 人目を気にせずに洗濯物を干すことができる
12. 自分の背広・ネクタイ・靴下・下着がどこにあるか分かる
13. 自分の服は自分で買う
14. 自分が住んでいる地域のゴミ収集の分別方法を正確に知っている
15. 役所への諸届けはひと通りできる
16. 自治会などの回覧は必ず読む
17. 地域で今問題になっていることをひとつ以上あげることができる
18. 会うと挨拶をする地域の知り合いが10人以上いる
19. 仕事関連以外の親しい(現在もよく付き合う)友人が何人かいる
20. 自分なりの趣味をもっている